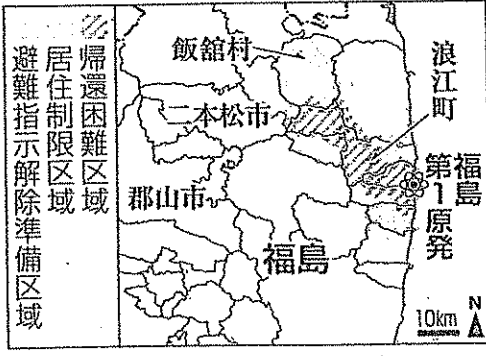


原発避難自殺また認定

東電に2700万円賠償命令

福島地裁

東京電力福島第一原発事故で避難中に自殺した福島県浪江町の無職五十崎喜一さん(当時六七)の遺族が、東電に約八千七百万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で福島地裁(潮見直之裁判長)は三十日、事故と自殺の因果関係を認め、東電に約二千七百万円の賠償を命じた。



原発事故で避難中の自殺をめぐり、東電に賠償を命じた判決は昨年八月の福島地裁判決に続き、二例目。

判決は「原発事故で遭遇した過酷な経験でうつ状態となり、最終的に自殺に至らしめた」とした。喜一さんは糖尿病を患っており、病気が与えた影響なども考

慮し「事故が自殺に寄与した割合は六割」と指摘した。

喜一さんの妻栄子さん(六六)、次男の政之さん(三三)、孫の貴明さん(三三)の三人が訴えた。原告側は東電に対し謝罪と、控訴しないよう求める方針で、七月九日に東電本店を訪問する

予定。

判決後、福島市内で開かれた記者会見で栄子さんは時折、手で顔を覆いながら「事故による関連死は今も絶えない。夫の死は金では換えられず、東電は私たちに謝罪してほしい」と訴えた。

東電は「判決内容を精査し真摯に対応する」とのコメントを出した。判決によると、喜一さん

は二〇一一年三月十一日の原発事故で、福島県郡山市の高校に避難して以降、食欲不振や不眠の症状を訴えるようになった。同四月十三日に同県二本松市のアパートに引っ越したが、食欲不振などの症状はなくなり、東電に提出する賠償請求の書類の手続きにも悩まされていた。趣味の釣りや家庭菜園もできなくなり、無気力状態になった。